

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第八号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の佐賀県立佐賀東高等学校の項及び佐賀県立鹿島高等学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていたコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第二に定められていないものは、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該コースに在籍する者が当該コースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。